

公益財団法人児童育成協会 御中

こども家庭庁成育局保育政策課  
認可外保育施設担当室

## 令和7年度における企業主導型保育事業の変更点等について

令和7年度の企業主導型保育事業（以下「本事業」という。）について、現時点で前年度からの変更点等として予定している内容を、次のとおりお知らせします。

なお、令和7年度の本事業の実施に係る予算案については、現時点で成立しておらず、国会審議中である点を申し添えます。

### 記

#### **1 変更予定の内容**

##### (1) 認可保育所等に関する改正を踏まえたもの

###### ① 職員の配置の充実（3歳児及び4・5歳児）

児童1人あたりの保育士の人数を、3歳児：20人→15人、4・5歳児：30人→25人とした場合の加算を設けます。

###### ② 延長保育加算

###### ア 1時間延長における支給要件の緩和

1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を、6人→3人に引き下げます。

###### イ 30分延長における補助単価の引き上げ

補助基準額について、年額276千円→年額552千円に引き上げます。

###### ③ 病児保育加算

基本分単価を、7,037千円→8,443千円に引き上げます。

###### ④ 医療的ケア児保育支援加算

災害対策備品の整備費用及び医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品の費用補助を対象とする加算を設けます。

##### (2) 令和6年人事院勧告を踏まえた処遇改善

令和6年度人事院勧告を踏まえ、基本分単価等を改正します。

##### (3) 助成対象となる欠席事由

助成対象となる児童の欠席事由に、

① 「同居人（親又はきょうだい等）の体調不良により、当該児童が感染している恐れがある場合の欠席」

② 「三親等以内の親族の葬儀に参列するための欠席」

を追加します。

なお、事前に職員配置が調整できる場合は対象外です。

※ 上記（1）～（3）の他にも所要の改正があり得ることを申し添えます。

## 2 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）への対応

企業主導型保育施設におけるこども誰でも通園制度（以下「同制度」という。）の実施について、現時点で整理している取扱いを、以下のとおりお知らせします。

- 同制度の実施主体は市町村です。
- 企業主導型保育事業における加算（例：預かりサービス加算）ではありませんので、同制度の実施に関しては、各企業主導型保育施設において、実施主体である市町村窓口と調整してください。
- 同制度の実施方法として「一般型」と「余裕活用型」がありますが、実施主体が異なる等の理由から、企業主導型保育施設（認可外保育施設）においては「一般型」でのみ実施可能となります。
- 同制度の実施に係る費用について、企業主導型保育事業費補助金から支出することはできません。
- 企業主導型保育施設において同制度を実施する際に財産処分が必要な場合の取扱いについては、おってお知らせします。

以 上